平成２１年（フ）第４１１号
福島市南向台１丁目８番地の２
債務者　小島　美香
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２００号
茨城県日立市小木津町３丁目14番16―２号、前住所茨城県日立市日高町３丁目９番21―101号
債務者　酒井　ゆき（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２０５号
茨城県日立市大みか町６丁目10番７号
債務者　椎名　光著
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１号
茨城県日立市諏訪町３丁目10番16―205号
債務者　作山　　安
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２号
茨城県日立市本宮町２丁目６番19―301号
債務者　柴田　正一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５７号
富山県高岡市京町７番17号
債務者　広上　安宏
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２８１号
富山県高岡市駒方203番地
債務者　吉崎　晃允
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２８２号
富山県高岡市本丸町13番43―1002号　本丸ハイツ
債務者　竹谷　博子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６５６号
石川県白山市森島町あ20番地15、従前の住所
石川県白山市福留町700番地12
債務者　桝本　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第６７０号
金沢市浅野本町ホ141番地１　第１中田ビル203号
債務者　イシダ興産こと　石田　宜二
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
長野県安曇野市三郷明盛2374番地７
債務者　野田　輝幸
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８６５号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田１丁目64番地
債務者　森　ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８６８号
岐阜県各務原市那加野畑町２丁目82番地
コーポ川地Ａ棟北
債務者　坂口　敏人
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８７２号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋4657番地
債務者　遠藤　義之
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８７３号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋4657番地
債務者　遠藤　保子（旧姓尾石）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８７８号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋３丁目82番地
債務者　北川　一人
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９号
岐阜県可児市川合2125番地
債務者　中野　知香（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２４３６号
名古屋市守山区平池東1105番地　ヨーロピアンシャレー守山壱番館101号
債務者　河村　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部